

児童発達支援センター及び救急急病医療事業に係る検討の進捗状況について

1. 児童発達支援センター事業

令和5年度は、組合が主体となって児童発達支援センターきみつ愛児園の民間活力導入に向けた公募に係る諸手続きの検討を進めてきた。

関係市障害福祉担当課長会議、施設整備に係る国県補助制度の確認、民間事業者への市場調査及び関係市企画担当部課長会議を経て、児童発達支援センター設置計画案及び整備運営事業者に係る公募要項案等について検討を行い、令和5年12月26日の関係市長会議において、設置計画及び公募要項等について承認されたことから、組合議会及び関係市議会への報告を経て、令和6年2月15日の公募要項等の公表に向けて準備を進めている。

なお、整備運営事業者に係る公募要項等の資料については別添による。

2. 救急急病医療事業

夜間急病診療所については、これまでの枠組みを維持し広域連携による木更津市単独での設置に向けた必要な手続きを進め、令和6年4月の供用開始を目指してきたところであるが、令和5年12月26日の関係市長会議において木更津市から「木更津市夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例」の制定手続きを進めていく中で、県医療整備課を通じて厚生労働省と調整したところ、現行の医師会への業務委託の形態では新たな診療所の開設許可がされないことが確認され、この解決に相当期間を要すると判断し供用開始の目標年月変更を余儀なくされた旨の報告があった。また、今後の進め方として、一般社団法人君津木更津医師会との協力体制に基づく診療所運営を継続するため、市直営方式を軸に医師会との調整を図ったうえで、令和7年4月の供用開始を目指すこととし、それに併せて、病院群輪番制方式による二次救急医療機関運営事業についても、同時に移管できるよう構成4市で協議を行っていきたい旨の提案があり、同会議において合意された。

児童発達支援センター整備運営事業者の公募について

君津郡市広域市町村圏事務組合では、自ら圏域内（木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の市域）に新たな児童発達支援センターを整備し、当該施設を安定かつ継続的に運営する事業者の公募を2月15日から開始します。

1. 公募の経緯

平成28年12月16日にかずさ四市議会議長会から「君津郡市広域市町村圏事務組合の業務の見直しを求める要望書」が提出されたことを受け、組合では、平成29年度から児童発達支援センター事業の新たな運営方法の可能性について検討を進めてきましたが、この度、圏域内に新たな施設を整備・運営する民間事業者を公募することについて関係4市の合意を得られたので、以下の内容により公募を開始する。

2. 公募の内容

(1) 施設整備

- ・施設規模等 定員60名程度の福祉型児童発達支援センター
- ・事業用地 圏域内において事業者自身が確保
- ・施設整備費 設計・工事等に係る費用は事業者負担とし、「次世代育成支援対策施設整備交付金」を最大限活用

(2) 運営

- ・事業 児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業、外来療育相談支援事業及び事業者が提案する自主事業
- ・給食 施設内調理により提供
- ・送迎 送迎を必要とする児童に対しては、バス等による送迎を実施
- ・その他 医療的ケア児及びその保護者に対する支援体制を整備

※ 事業運営の経費に対する補助は予定していない

(3) 開設時期 令和8年4月（予定）

3. 施設整備に対する組合の補助

- ・対象経費 建設工事、設計委託、工事監理委託等に係る経費から国県交付金等を除いた額
- ・補助率 2分の1
- ・上限額 2億4千万円

4. 応募資格

児童発達支援施設の運営実績を有する社会福祉法人

5. 公募のスケジュール及び今後の予定

- ・ 募集の開始 令和6年2月15日
- ・ 説明会の開催 令和6年3月 8日
- ・ 応募受付期限 令和6年4月26日
- ・ 面接審査 令和6年5月10日（予定）
- ・ 優先交渉権者選定 令和6年5月

6. 公募の周知

組合ホームページ、関係4市のホームページ及び3月広報 他

7. 審査・選定方法

別に設置する「児童発達支援センター整備運営事業者選定委員会」において、提案内容等について総合的に審査し、優先交渉権者を選定する。

- (1) 方式 公募型プロポーザル
- (2) 審査方法 書類審査及び面接審査（企画提案プレゼンテーション及び質疑応答）
- (3) 選定結果 組合ホームページに掲載

8. 添付資料

- 資料1 児童発達支援センター整備運営事業者公募要項
- 資料2 君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センター整備費補助金交付要綱
- 資料3 君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センター整備運営事業者選定委員会設置要領

【参考】 令和5年度の協議経過

- (2月 7日 児童発達支援センターに係る検討会議 ①)
- 5月 9日 児童発達支援センターに係る検討会議 ②
- 7月20日 関係市企画担当部課長会議 ①
- 8月 4日 関係市市長会議（書面会議）
- 9月11日～26日 公募に向けての状況確認
 - ・ 施設整備に係る国県補助金等の内容
 - ・ 建設コスト高騰の状況
 - ・ 対象事業者の意向調査
- 11月 2日 児童発達支援センターに係る検討会議 ③
- 11月16日 関係市企画担当部課長会議 ②
- 12月26日 関係市市長会議

児童発達支援センター 整備運営事業者公募要項

(令和7年度整備事業)

令和6年1月

君津郡市広域市町村圏事務組合

目 次

1. 公募の趣旨	1
2. 公募の内容	1
(1) 施設整備	1
(2) 運 営	2
(3) 開設時期	2
3. 施設整備に対する組合の補助	3
4. 応募要件	3
(1) 応募資格	3
(2) 応募の制限	3
5. 公募のスケジュール	4
6. 提出書類	4
7. 審査・選定方法	5
8. その他	6
9. 申し込み・問い合わせ先	6
【書式】	
様式1 説明会参加申込書	7
様式2 質問書	8
様式3 辞退届	9
(別紙) 審査項目及び評価の視点	10

1. 公募の趣旨

君津都市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）では、昭和51年9月に、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「構成4市」という。）の市域（以下「圏域」という。）における児童発達支援の中核的な施設として、現在の児童発達支援センター「きみつ愛児園」を開設し、障害のある児童やその家族への支援に取り組んでまいりましたが、建築から47年が経過し、施設の老朽化が進んできたため、今後長期にわたる運営が困難な状況となっています。

また、令和3年9月に「医療的ケア児支援法」が施行され、児童発達支援センターにおいても医療的ケア児への対応が求められるなか、今後児童発達支援センター事業をより柔軟で専門的に推進していくためには、民間活力の導入を図っていくことが必要不可欠となっています。

これらを踏まえ、令和4年12月に開催した構成4市の市長会議において、民間事業者による新たな児童発達支援センターの整備・運営に関する基本的な方向性が決定されました。

本公募は、その方向性に則り、自ら圏域内に新たな児童発達支援センターを整備し、当該施設を安定かつ継続的に運営する事業者を、プロポーザル方式で選定するものです。

2. 公募の内容

(1) 施設整備

① 施設規模等

定員60名程度の福祉型児童発達支援センターで、千葉県の子童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（昭和24年千葉県条例第85号）第81条に規定する基準を満たしていること。

ただし、令和6年4月から改正児童福祉法が施行され、福祉型と医療型の一元化が行われることを踏まえ、そのことに十分対応できる施設整備となるよう留意すること。

② 事業用地

用地は、圏域内において事業者自身が確保すること。

民有地の賃貸借契約については、事業継続の支障とならぬよう、開設までに地上権の設定を行うこと。

なお、公共用地の活用を検討している事業者は、事前に組合までご相談ください。

③ 施設整備費

設計・工事等に係る費用は事業者負担とし、「次世代育成支援対策施設整備交付金」を最大限活用すること。

* 組合による施設整備費補助金については、第3項を参照

④ 留意事項

- ・ 工事に係る法令、整備する自治体の関係条例等を遵守すること。
- ・ 工事請負契約等については、本組合の規則等に準拠して行うこと。
- ・ 駐車場は、保護者送迎用・従業員用のほか施設運営に必要な台数分を整備すること。
また、緊急時に利用する車両スペースも確保すること。
- ・ 工事に際しては、地域住民に整備内容を丁寧に説明し理解を得るとともに、周辺の交通環境に支障がでないよう配慮すること。

(2) 運 営

① 実施事業

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業
- ・ 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援事業
- ・ 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業
- ・ 千葉県障害児等療育支援事業実施要綱に基づく外来療育相談支援事業

② 提案事業

当該施設の効用を高めるため、事業者が自らの判断により、自主事業を提案することができる。ただし、提案された事業の実施に関しては、改めて組合と協議を行い決定するものであり、自主事業の実施を条件とした応募は認めない。

③ 給食

児童発達支援センター内に調理室を設け、施設内調理により給食を提供すること。

④ 送迎

送迎を必要とする児童に対しては、バス等による送迎を実施すること。

⑤ 特別な支援を要する子どもへの対応

医療的ケア児及びその保護者に対する支援体制を整備すること。

⑥ 利用料以外の負担金

保護者の経済的負担を最小限とするよう努めること。

※ 事業運営の経費に対する補助は予定していません

(3) 開設時期

令和8年4月（予定）

3. 施設整備に対する組合の補助

組合では、本事業に対し、以下の条件により施設整備費の補助を行う予定です。ただし、この補助制度は当組合議会の議決を前提としているので、公募時点では確定しておりません。

対象経費	補助率	上限額(千円)
①～④の合計から国・県の交付金等を除いた額 ① 建設工事費 ② 設計業務委託費 ③ 工事監理業務委託費 ④ 園庭・駐車場整備その他組合管理者が必要と認める付帯工事に要する経費	2分の1	240,000

4. 応募要件

(1) 応募資格

応募時に、次の条件をすべて満たすこと。

- ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であること。
- ② 圏域内に、施設整備が可能な土地を確保できること。
- ③ 児童福祉法第6条の2の2第2項に定める児童発達支援施設を3年以上運営した実績を有すること。
- ④ 法人全体の財務内容において、直近3会計期間連続して損失計上がなく、債務超過となっていないこと。
- ⑤ 法人及び法人代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 児童発達支援事業に熱意と識見を有し、施設の安定的な運営に必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
- ⑦ 構成4市の障害児福祉計画の内容を十分理解し、目標達成に向けた取り組みに積極的に協力すること。

(2) 応募の制限

次のいずれかに該当する事業者は応募することができない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する。
- ② 児童福祉法第21条の5の15第3項各号に定める事項に該当する。

- ③ 法人の役員又はその長に、君津都市広域市町村圏事務組合暴力団排除条例（平成28年君津都市広域市町村圏事務組合条例第3号）第2条第2号・第3号に該当する者がいる。

5. 公募のスケジュール

(1) 募集の開始

令和6年2月15日（木） 公募要項及び申請書類様式を組合ホームページに掲載
(<https://www.kouiki-kimitsu.jp/>)

(2) 説明会の開催

令和6年3月8日（金）午後2時～ 組合会議室

- * 令和6年3月6日（水）午後5時までに、「説明会参加申込書（様式1）」を電子メールまたはFAXにより提出ください。

(3) 質問の受付

令和6年3月8日（金）～15日（金）午後5時必着

- * 「質問書（様式2）」を持参・郵送・電子メールにより提出

(4) 質問の回答

令和6年3月18日（月）～22日（金） 組合ホームページに掲載

(5) 応募書類の受付

令和6年4月26日（金）午後5時必着

- * 組合企画財政課へ持参又は郵送

(6) 提出書類

提出書類については次項のとおり。ただし、組合管理者が必要と認める場合は、別途資料の追加を求める場合があります。

6. 提出書類

(1) 必要書類

別冊「児童発達支援センター整備運営事業者公募にかかる提出書類様式集」の提出書類一覧表のとおり

(2) 提出部数

提出部数は9部（正本1部・副本8部）とします。

(3) 提出書類の体裁

- ① 書類は原則としてA4版とし、図面等でA3版のものはZ折りにすること。
- ② 全体にページを付け、目次を付けること。
- ③ 提出書類一覧表の大項目ごとに仕切り紙を入れ、項目番号のインデックスを付けて、バインダー等で綴ること。
- ④ バインダーの表紙及び背表紙には、「児童発達支援センター整備運営事業者応募書類」と記載し、法人名を記入すること。

(4) 提出書類の取り扱い

- ・ 提出書類の返却はいたしません。
- ・ 組合は、審査または説明のため、提出書類を複製、頒布等することがあります。
- ・ 優先交渉権者の提出書類は、公開することができるものとします。それ以外は原則非公開としますが、君津郡市広域市町村圏事務組合情報公開条例（平成15年君津郡市広域市町村圏事務組合条例第2号）の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非開示情報を除き、開示することができるものとします。

7. 審査・選定方法

別に設置する「児童発達支援センター整備運営事業者選定委員会」により、提案内容等について総合的に審査し、優先交渉権者の選定を行います。

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 審査方法

書類審査及び面接審査（企画提案プレゼンテーション及び質疑応答）により選定します。
なお、面接審査の実施日程等詳細については、応募者全員に別途通知します。

(3) 審査項目

別紙「審査項目及び評価の視点」のとおり

(4) 選定結果の公表

選定結果については、参加者全員に通知するとともに、審査の公平性、透明性を期すため、結果を組合ホームページに掲載します。

(5) 辞退の手続き

公募への参加申し込み後、やむを得ない事情により面接審査を辞退する場合は、「辞退届(様式3)」を事前に組合企画財政課へ提出してください。

8. その他

- ・ 公募に要した経費は、全て事業者の負担とします。
- ・ 提出した書類は、原則として記載内容の変更を認めません。

9. 申し込み・問い合わせ先

担 当： 君津都市広域市町村圏事務組合 企画財政課
所 在 地： 〒292-0832 千葉県木更津市新田 3-2-27
電 話： (0438) 25-6121
F A X： (0438) 22-7559
e-mail： kikaku@kouiki-kimitsu.jp

様式1

令和 年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合 企画財政課 宛

F A X : (0438)22-7559

e-mail : kikaku@kouiki-kimitsu.jp

説明会参加申込書

児童発達支援センター整備運営事業者の公募にかかる説明会について、次のとおり参加を申し込みます。

法人名		
代表者名		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	e-mail	
当日の参加者名 (3名以内)		

様式2

令和 年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合 企画財政課 宛

F A X : (0438)22-7559

e-mail : kikaku@kouiki-kimitsu.jp

質 問 書

児童発達支援センター整備運営事業者の公募要項等について、次のとおり質問します。

法 人 名		
代 表 者 名		
担 当 者 名		
連絡先	電 話	
	FAX	
	e-mail	
(質問内容)		

*質問事項は簡潔にまとめてください

令和 年 月 日

辞 退 届

君津郡市広域市町村圏事務組合
管理者 渡 辺 芳 邦 様

所 在 地
法 人 名
代表者氏名

印

児童発達支援センター整備運営事業者の公募への参加については、下記の理由により辞退いたします。

記

1. 辞退理由 ※辞退に至った理由を詳細に記載してください。

審査項目及び評価の視点

審査項目	評価の視点	配点
1. 法人の適正	<p>以下の事項が具体的に示されており、共感できる内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募動機、基本理念 <p>以下の事項に問題がなく、運営主体としての適性が認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員構成、組織体制、事業推進 ・ 指導監査の対応、法令遵守 ・ 現在運営している児童福祉施設の状況 	10
2. 経営基盤	<p>以下の事項に問題がなく、安定した運営が期待できるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3か年の収支状況 ・ 過去3か年の債務状況 	20
3. 施設整備計画	<p>以下の事項が適正なものであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用地確保 ・ 建築工事の設計（設置基準） ・ 園庭、駐車場等の付帯工事 ・ 整備スケジュール ・ 資金調達 	30
4. 事業運営計画	<p>以下の事項が具体的に示されており、適正なものであるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画 ・ 事業開始後3か年の収支見込 ・ 具体的な取り組み（職員確保、給食提供他 様式13の各項目） ・ 自主事業の提案 	40

君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センター整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の市域（以下「圏域」という。）内に新たに整備する児童発達支援センター（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の施設整備に要する経費の一部を、予算の範囲内において交付する補助金に関し、君津郡市広域市町村圏事務組合社会福祉法人の助成に関する条例（平成15年君津郡市広域市町村圏事務組合条例第6号）及び君津郡市広域市町村圏事務組合補助金等交付規則（昭和46年君津郡市広域市町村圏事務組合規則第5号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、児童発達支援センター整備運営事業者の公募により選定した社会福祉法人とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、圏域内に新たに整備する児童発達支援センターの施設整備事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、基本設計費、実施設計費、建設工事費、工事監理費等の建物に直接関係する経費及び園庭・駐車場整備その他管理者が必要と認める付帯工事とし、土地の取得等に関する経費、備品の調達に係る経費は対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から国・県交付金等の収入額を控除した額の2分の1とし、2億4千万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）、規則第3条に規定する書類及び次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 施設の配置図、平面図及び立面図
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 管理者は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る事業が補助金の交付の目的及び内容として適当であるかどうかを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、規則第4条に規定する補助金交付決定通知書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。この場合において、管理者は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(計画の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の計画に変更（軽微なものを除く。）を加えようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第12条に定める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 管理者は、前条の規定により報告を受けた際は、規則第14条の規定により交付すべき額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書を管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 管理者は、補助事業者が、次の各号の一に該当するものと認めるときは、補助金の交付決定の取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 法令違反があったとき
- (2) 規則、この要綱又は協定に違反したとき
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき
- (4) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき
- (5) 次条の規定に反して財産の処分を行ったとき

(財産の処分制限)

第13条 補助事業により取得した財産は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により各省各庁の長が定める期間を経過するまでの間、管理者の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、破壊し、又は廃棄してはならない。

（帳簿等の備付）

第14条 補助事業者は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後少なくとも5年間は保管しなければならない。

（調査又は報告）

第15条 管理者は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助金の執行、状況等について、実地検査、必要な書類、帳簿等の調査、又は報告を求めることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別 記

第 1 号様式 (第 6 条)

補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者

様

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

代表者氏名

印

圏域内に新たに整備する児童発達支援センターに係る整備費補助金の交付を受けたいので、君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センター整備費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類

第2号様式（第7条）

補助金交付決定通知書

年 月 日

様

君津郡市広域市町村圏事務組合

管理者

年 月 日付けで申請のあった児童発達支援センター整備費補助金については、君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センター整備費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助金決定額 円
- 2 交付条件

君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センター整備運営事業者選定委員会
設置要領

制定 令和6年1月9日

(君広企第250号)

(設置)

第1条 君津郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が公募する児童発達支援センター整備運営事業者（以下「候補事業者」という。）を選定するため、君津郡市広域市町村圏事務組合児童発達支援センター整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 候補事業者の選定の基準に関する事項
- (2) 候補事業者の選定に関する事項
- (3) その他組合管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員6名をもって構成する。

2 委員長は、組合事務局長とし、委員は、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の児童発達支援所管課長、組合企画財政課長並びに組合児童発達支援センター所長とする。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 委員に事故あるときは、当該委員に代わるべき職員を委員長の許可を得て指定し、その職務を代理させることができる。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、主宰する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、組合企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年1月10日から施行する。